

生野区在宅医療・介護連携推進会議開催要綱

（目的）

第1条 生野区における在宅医療と介護の連携を推進するため、地域の課題を抽出し、その対応策を検討すること等を目的として、生野区在宅医療・介護連携推進会議（以下、「推進会議」という。）を開催する。

（業務）

第2条 推進会議の業務は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療及び介護の提供状況、在宅医療・介護連携に関する取組の現状把握
- (2) 課題（情報共有のルール策定、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築、主治医・副主治医制導入の検討、医療・介護のネットワークづくり、顔の見える関係づくり、住民啓発等）の抽出及び対応策の検討
- (3) 対応策の実施に向けた企画の検討・調整
- (4) その他在宅医療・介護連携の推進に必要な事項

（組織）

第3条 推進会議は在宅医療及び介護の関係者によって構成する。また、必要に応じて適切な助言者等の参加を求めることができる。

（運営）

第4条 推進会議の運営は保健福祉課で行う。

（守秘義務）

第5条 推進会議の構成員及び出席者は、推進会議で知りえた個人情報を漏らしてはならない。

（施行の細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、保健福祉課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。